

統計部会 第9回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第9回 統計部会 議事次第

日 時：平成 19 年 3 月 27 日（火） 15:00～16:30

場 所：永田町合同庁舎 1 階 共用第 1 会議室

1．開 会

2．議 事

（ 1 ）民間事業者からのヒアリング

（ 2 ）総務省からのヒアリング

3．閉 会

(株式会社インテージ関係者入室)

斉藤部会長 それでは、時間となりましたので、第9回の「統計部会」を始めさせていただきます。

御案内のように、本日はまず統計調査の民間開放の取組み状況等につきまして、民間事業者の方からお話を伺いたいと思います。

本日は官庁統計の受託の経験を有しておられます株式会社インテージさんにおいでいただいております。

お忙しい中、わざわざ本部会においでいただきまして、ありがとうございました。横田取締役営業本部長から御説明をいただくということになっておりますが、大変申し訳ございませんが、15分くらいで御説明をしていただきたいと思います。

横田営業本部長 本日は貴重なお時間ありがとうございます。

また、民間開放に向けてということで、一調査会社の意見をお聞きいただく機会をちょうだいして非常に光栄と感じております。

メンバーの方を御紹介しますが、弊社社長の田下でございます。今、日本マーケティングリサーチ協会の会長を務めております。

右隣が山田でございますが、現在、グループ横断の官庁統計プロジェクトのリーダーを務めております。

木原でございますが、今は経営企画部となっておりますが、官庁統計というか、パブリック・セクターを含むインテージ側の担当部長ということで、4人今日は参らせていただいております。

では、簡単に弊社の概要を御説明申し上げます。

お手元の資料をお開きいただきまして、社名はインテージと申しておりますが、2001年に社名変更をしております、前の名前が株式会社社会調査研究所という、場合によってはお耳にした方がいらっしゃるかと思いますが、1960年設立の会社でございます。

現在の資本金、年商に関しては、こちらに記載してあるとおりで、年商につきましては、今期3月末で300億を超えるかなというところでございます。

グループ会社に関しては、中国上海の事業法人を含めて7つのグループ会社を持っております。2001年ジャスダック上場ということです。

アメリカマーケティングアソシエーションの調べですと、現在世界で11位、国内1位という売上げベースでいけば、そのような会社でございます。

2ページ、サービスの提供領域ということですが、ここにありますようにマーケティングソリューション、リサーチの分野でございますが、それとリサーチから派生するところから出てきたシステムの部分、それとメディカル・ソリューション。メディカル・ソリューションに関しては、CROという治験、医薬品開発の部分でございますので、こちらに関しては、コンタクト・リサーチというところも含めると、7割からがりサーチに関わる部分に対応しているという会社でございます。

4 ページ、弊社の代表的な商品、サービスということで、S C I と記載をさせていただいております。家計調査に準ずる形での全国消費世帯のパネル調査。商品がどういう主婦に買われたか。世帯に買われたかという情報を収集しています。ホームスキンの形式でバーコードリーダーで商品のジャンルを読み取って、オペレーションをして、そのデータ結果を各メーカー様の方へお届けしているという状況です。

これ以外にもS L I という化粧品のパネル、約 1 万強のサンプル。また、飲料だとか菓子だとかに関わる消費者の購買、パーソナル消費をとらえるパネル、5,000 サンプルほどを日々運用しているという形をとっています。

5 ページ、S R I とありますが、こちらの方は小売店のパネルで現在 5,000 店強の小売店の販売データ、P O S データを収集している状況です。メーカーの方の売上げ、商品の販売の状況、そして消費者の方の需要の状況、P D C A を回していくというところで、この小売店パネルの方について言うと、チラシであったり、また、山積みの店頭のプロモーション的な情報も併せて収集している状況です。

6 ページ「インテージグループの官庁統計への取り組み」ということで、幾つかの主要業務を記載をさせていただきました。中小企業実態調査の受託、電力消費実態調査等々ということで、お手元資料に「官庁統計プロジェクトのご紹介」というものがあるかと思いますが、中に直近で受託させていただいた業務実績をこちらの方に記載をさせていただいております。

実は昨年 8 月から官庁統計プロジェクトということで、弊社グループ横断でプロジェクトを起こしまして、山田がリーダーでございますが、官庁統計の民間に対するさらなる開放にどうインテージグループとして対応していくかということで、プロジェクトを起こさせていただき、各種情報収集させていただいているところでございます。

インテージグループに関してリサーチに関わるのところでは 6 ページの下に書いてありますが、「インテージリサーチ」、フィールドオペレーションを専門に行っている会社でございます。

それと「インテージ・インタラクティブ」、ここに「Yahoo!」さんと書いてございますが、リサーチモニター 100 万人、インターネットでの調査に対して対応しているということ。

「インテージ長野」、長野の方でインプット、もしくは集計、システムの対応を進める子会社というか会社が分かれて、このグループで対応をさせていただいているという状況です。

以上が弊社の概要になります。

7 ページから統計調査業務の市場開放に関する課題ということで、幾つかポイントだけまとめさせていただきました。

「官庁統計調査業務の現状認識(1)」ということで、6 つほど挙げさせていただいておりますが、「現状においても、民間開放(民間委託)は行われている」ということで認

識をしております、我々もその業務を受託させていただいております。ただ「部分分割発注」が多くて、一連の流れとして発注する包括発注はまだ少ない。収益性に課題がありますということを考えております。

例えばインプットであれば、極端な話コストで行けば中国大連に発注してもいいよと。セキュリティーの問題とかいろいろあると思いますが、コストだけでいけばそういう話になってしまいますし、例えば弊社の方で受託させていただいた昨年の中企庁様の業務なども、コールセンターを活用して回収状況、督促の状況とうまくリンクを取って、効率的、効果的なオペレーションを進めるという中で、包括的な発注の中でビジネスのプロセスを見直して、より効果的、効率的なオペレーションを進めていきたいという中で、そういう意味では包括的な発注、リスクの分散も含めてお願いしたいところかなと思っております。

2点目「競争入札制度により委託先を選定」ということですが、最低価格方式が現在主になっております。この辺りに関して過当競争、もしくは仕様理解不十分なままでの応札、落札が発生、全体としてのオペレーションの改善等々に至らない、その価格の中でとまってしまうということもありますので、この辺りも是非一考する必要があるのではないかと考えております。

この間、我々もある意味で新しい分野、新しい業務に対して、先ほどの官庁統計プロジェクトでもいろんな動きをしてきましたが、新規参入しようとしても、障害があるということを感じております。

1つは、前の競争入札制度に関わるんですが、御提出いただく仕様だけではなくて、口頭での御説明があったり、その中で言った、言わないみたいなお話があったり、仕様書自体が非常に膨大なものになっていて、中の読解、もしくは行間を読むことが非常に難しいとかということも感じております。

そういう意味では受注実績のある会社がある意味有利ということも感じておりますし、その下に書いてありますが、非現実的なスケジュールで仕様が出されるケースもあります。

例えば3月28日に入札があって、4月からの業務を引き継いでくださいというようなお話があって、なかなかそこでのリスク、期間、準備を含めて対応しにくい状況が生じていることも事実かと認識をしております。

9ページ「再委託禁止条項が障害になるケースも」ということで、先ほど申し上げたとおり弊社の場合、フィールドセクション、またインプット、集計のセクションを子会社として分離しております。これを再委託というふうにとられるケースも実はございまして、各省庁の御判断がまちまちという中で、弊社のようなケースですと、なかなか再委託禁止を厳格に適用されると、受注できない。入札時点ではじかれてしまうということも生じていることもございます。

現行の委託形式の発注では、受注意欲をそぐこともと申し上げておりますが、精算業務があって、そこで精算完了ということで減額ということになります。委託形式の契約の

場合は、企業自体のビジネスのプロセスをどうリエンジニアリングしていく、その努力みたいなものがなかなか報われない。コストダウンが報われないという形を感じます。請負ということであれば、また別かと思いますが、委託の場合はそんな感じを持っております。

「単年度予算主義」ということで、大型業務に関して、先ほど28日入札のお話もありましたが、準備期間であったり、もしくはイニシャルに費用が発生するケースもございます。例えば3月末で4月引き継ぎということであれば、当然調査員網の整備であったり、地点等々の見直しであったり、いろんなそれを引き継ぐに当たってスタート時点の負担が発生する。ここに対して単年度でやると、なかなかその中での予算の中でどうするかという、リスクのヘッジもなかなかしにくいことが感じられます。

そういう意味では成果報酬連動とか、公共事業で行っているようなバリューエンジニアリング的な発想も必要ではないかと感じるところでございます。

最後、民間開放に向けた課題ということでございますが、民間開放市場のスケジュールの明示を是非お願いしたいと思っております。

我々として、是非規模感を感じながら、投資も含め整備もしていきたいと思っております。

2点目でございますが、民間で競争すれば高品質・安価なサービスを提供できるとは限らないということで、良質なサービスを持続的・安定的に提供するためには、適正なコスト、利幅が必要だということを感じております。クオリティーと価格のバランスをいかに取るか、この辺りも是非考えていただきたい。品質の担保は統計、データに関しては非常に重要でございますので、是非のその辺を検討いただきたいということ。

発注者側の皆様も是非評価の基軸を持っていただきたいということでございます。

弊社の方でも自社のお客様満足度調査をしておりますが、弊社の方のメーカーを含むお客様の方でも、弊社に対していろいろクオリティー評価をしてくるお客様もいらっしゃいます。そういう意味では民間ではそういう動きになっておりますので、是非評価の基軸というところを担保いただきたいと思っております。

最後のページ「調査実施までの事前準備期間の保障」。これは先ほど3月末の入札の件でお話ししたことでございます。是非一定の時間をちょうだいしたい。

それと「実状に合わせた再委託禁止の緩和」ということも併せてお願いできればと思っております。ここの2点目に書いてありますが、大型業務について、イニシャルコストの低減、リスク回避、全体的なコストダウン、そういう意味ではジョイントベンチャー方式の入札参加を検討いただけないかと考えております。シンクタンク様との連携とか、調査会社同士のフィールド機能の補完みたいなことでこのジョイントベンチャー形式のこと考えられないか。

それと、バリューエンジニアリングの話を申し上げましたが、ある意味、複数年契約という形態を取れば、イニシャルのみ込みを含め、リスクヘッジもあり得るだろうということで、是非統計調査に対する我々民間調査会社のBPRを進める意味でも、是非複数年

契約を御検討いただきたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。

それでは、先生方から御質問をお願いします。

高橋専門委員 市場開放を進める中でこういった形で実際に応募をいただくというか、そういった形でお話いただくというのは、非常に私どもとしては参考になり、ありがたいと思っております。

過去の実際にやっておられるのを見ますと、郵送調査的なものが割と多いと思うんですけども、調査員調査もされておられますけれども、これから全国規模の大きな調査をやった場合ですけれども、地方公共団体からだと、民間にお願いしたいのは、地方の方でなかなか調査員が集まらないからというケースでお願いできないかというケースがあると思うんです。先ほど全国の調査員が800人とかという形で出ておりますけれども、例えばそういった地方の要望があった場合に、そこで新たに人を養成してという形の体制というのにはできるものなんでしょうか。

横田営業本部長 規模にもよるかと思いますが、先ほどジョイントベンチャー方式と申し上げたのも、そういう意味では調査会社が補完をし合って、そこに対応していく。今の官庁統計単体ではなかなかそこで手当が担保できない、保障できないということがあれば、そこで相乗りすることで、その調査員一人の手当を担保していくという形式が取れればと思っております。

高橋専門委員 なるほど。わかりました。

田下社長 現実には来年度の事業予算の中に調査員の増強の投資をしましょうという予算も組んでいまして、それも仕事が入ってこなければ、何のためにやったのかということになりますので、そういう受注の確率ということ踏んだ上で最終的には決定することになっていきますけれども、民間開放が進むということに対する当社の対応は、それなりの準備をするという予定ではおります。

斉藤部会長 先生どうですか。

廣松専門委員 遅れまして申し訳ありません。インテージ社さんには、別の機会に一度お話を伺ったことがあります。その時のお話しも含めまして、2、3御質問です。

まずこの受注実績一覧で言いますと、指定統計に関しては部分的な企画を含めてまだ経験がないということによろしいんでしょうか。

そうしますと、これからの課題だと思いますが、民間委託をする場合には大変大きなポイントが2つあります。

1つは、秘密の保護というか、情報管理の側面で、確かに調査の実査等の側面ではジョイントベンチャー方式は、大変効率的かと思いますが、一方でその中での情報管理というのは大変大きな課題になろうかと思えます。

その点に関してちょっとお考えをお聞かせいただければと思えます。

2点目は、これは必ずしも指定統計だけではなくて、ほかの承認統計等でもそうだと思いますが、調査に必ずしも協力いただけない対象者に対して、今までどういう形での督促というか、あるいは回収率を上げるための努力をなさってきたのか、この辺をお伺いしたい。

3点目はいささか超越的な話ですが、インテージ社さんはマーケティングリサーチ協会の大変重要なメンバーでいらっしゃると思うんですが、その協会全体として、今、こういう統計調査の委託に関してどういう雰囲気なのか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

横田営業本部長 冒頭の秘密保護の件に関しては、Pマークであったり、ISMSだったり、弊社の方でそういう資格を取得しています。そういう意味では、個人情報保護に関しては生命線でございます。なおかつシステム部門、これはホスティングであったり、いろんな形で受けております。そういう意味では、ここに対するセキュリティーについては厳格に対応していると考えていただければと思います。

それと調査の協力をいただけない拒否者に対してどういう対応をしているかということですが、先ほど冒頭で御説明したSCIIという消費者パネルの世帯は、日々の家計調査と同じですから、本当にその依頼行為、なおかつモニターにスキニングの仕組みを置いてバーコードをスキャンいただくということですから、その依頼のノウハウ、拒否世帯に対してどういう形で御説明、御納得いただくかということについての調査員教育については、十分配慮を行っておりますし、郵送調査等々に関しても、どのタイミングでどういう督促を行うかとか、先ほど申し上げたコールセンター連動みたいなことも含めたさまざまな手当を講じているところでございます。

3番目のマーケティングリサーチ協会に関しては、社長の方から説明します。

田下社長 少し横田の話と混じる点もありますけれども、業界全体ということで申し上げたいことがあります。

1つは、個人情報保護法の施行によって調査の環境が大変悪化したんです。おまけに、いわゆる市場調査の分野は、住民基本台帳をサンプリング台帳として使用することが禁止されました。ですから、ほとんど今は調査員調査でデータを収集するということが不可能になったというわけではないですが、効果と効率から考えると、そういう調査方法は日本からもう消えてしまうのではないかと。それ以上に国の調査においても回収率が低下をし、国勢調査の回収率は9割を切っているわけです。

だから、是非お願いをしたいのは、自分で自分の首を締めているんじゃないですかと。個人情報を大切にすることはそうなんですけれども、個人情報を適切に管理する会社について、その活動の自由度ということをきちっと保障し、なおかつ調査に協力することが国の経済であったり、民主主義のために非常に重要なことなんだということを国の方で指導と言ったら語弊がありますけれども、やっていただかないと、業界としても、勿論そういう取組をしておりますけれども、いかんせん力がないところでありますので、まさに自分

で自分の首を締めることがないようにしていただきたい。

余談ですけれども、中国では逆に世論調査はできないんです。ところが、市場調査は幾らでもできるんです。これはなぜなのかというと、資本経済を発展させるために、消費者の声を聞くというのは当然やらないと発展しないわけです。だから、非常に重要な機能を持っているということを御理解いただいて、調査に協力をするかどうか、我々の言葉で言う調査の環境をフィールドと言うんですけれども、フィールドというのは耕すことが必要なんです。焼け野原に焼き畑農業をやってもいいデータは集まらないんです。そのために国が先頭になってやっていかないと、こういう厳しい環境の中で効率が低下をし、コストがかかり、データの精度が悪化するということが1つ大きいのではないかと。

官庁業務に関して、では、業界全体としてどう対応しているかということ、勿論、会社によって得意不得意がありますので、業界全体としてやりますとっているわけではないわけです。

もう一つは、先ほど説明がありましたけれども、単なる価格入札でやると、当然利益が出ないだけではなくて、先ほど申し上げましたように非常に環境が悪化した中で、去年の回収率はこうだということだとすると、たまたま内閣府でとんでもないことが起きたことは御存じだと思いますけれども、言うならば悪貨は良貨を駆逐するという世界に入っていく温床になっているとも思っておりまして、業界全体として積極的に受け止めてやりましょうという雰囲気は必ずしもなっていないです。やはり利益をきちっと確保できる。あるいは自分たちのリサーチャーとしてのマインドが劣化をしない。まさに誇りを持って仕事ができるということだと考えると、そんなにおいしい業務だとは決してみんな考えているわけではないというのが現実なんです。

そういう意味で民間でやっている委託先のパフォーマンスを評価できる人が発注側にいて、しかも技術の環境だとかフィールドの環境をきちっと理解した上で業務の発注、あるいはいろんな形での企画に参画できるような体制が望ましいのかというふうに業界としては思っております。

高橋専門委員 もう一つ、今のことに関連して、現在の国勢調査が、仮に今のままで民間の方、どなたかおやりになりますかと言った場合にインテージさんを含めて、業界としてはどういう反応でしょうか。そういったのを受けるところが出てくるかどうかということに関してはどうでしょうか。

田下社長 さっき言いましたように、1社ではとてもできない話ですから、やはりジョイントベンチャー方式にならざるを得ないということ。

ある意味で調査員のコントロールとか、さっきおっしゃったセキュリティーのことでやると、各社がそれぞれ抱えている調査員をそれぞれ出し合って、なおかつ一元的にフィールドのコントロールをする。あるいは情報のコントロールをするという体制をやりますかということになるのかという気がします。それでも相当厳しいんじゃないですかね。それで採算割れですよ。回収率の責任まで取られるということ、それだけ仕事をやったって面

白くないね。それは国の責任でやってくださいよ。知りませんよというふうに反応する可能性は高いかもしれませんね。

椿専門委員 こちらの発表資料にありましたように、適切な規模のものを包括発注できるような仕組みというのが官庁統計にあってもいいのではないかと考えているんですが、一方、包括発注をするとなると、ある程度インテージさんの個人情報のセキュリティの部分と同時に、ある程度透明性を持って質の保障ができるというか、発注者側ないしは第三者から、ある程度評価できる仕組みという形になっていないと、質の保障の部分というのはなかなか難しいんじゃないかと思うんですけれども、そういう体制というのはインテージさん、ないしは業界の方ではかなり整備されているんでしょうか。

田下社長 中小企業庁の業務ですと、調査票は郵送でやっていますけれども、発注をして、問い合わせがあったりとかいろんなオペレーションがあります。これは中小企業庁の方にそのオペレーションをやっている現場に来ていただいております、まさにきちんとした形で透明性を持ってやっていただいているというふうに評価をしていただいておりますので、業務によってはいろいろあると思うんですけれども、立ち会うということは十分できると思いますし、業界全体としても、さっき言いましたように、個人情報の保護というのは、業界の生命線でありますので、特に国の業務でそういう問題が起きれば、大変なことになるという自覚を持っている会社が多いんじゃないかと思っておりますので、御心配されるような不透明な形で何かごまかすみたいなことはまずあり得ないというふうに御理解いただければと思います。

斉藤部会長 時間の関係であと1問くらいあればどうぞ。

佐々木専門委員 先ほど個人情報の絡みで調査員の業務ということで、個人情報保護法の絡みで自分の首を自分で締めるといったとえの話をされていましたが、現状自体は、個人情報の保護というのは国民にとって当たり前のことになっていまして、特に世帯、事業主さんそれぞれの個人情報を調査員さんが調査票を持って来られるというところでもかなり厳しい環境になっておるということは現実の問題でございます。

ということで調査のときに、現実その辺のところをいかに御理解をして、調査に協力いただくかということが一番の調査をするに当たっての回収率の向上というか、調査自体の性能ということに関わってくると思うんです。

それに協力することが、この国の経済発展のためだとかいう部分では、今は全然死語になっていると思うんですけれども、その辺の調査員さん、特に現場のところをいかにしていけば、調査の方がスムーズにできるかなとお考えなっておられるかお聞かせいただければと思います。

田下社長 おっしゃっているのは、調査員が情報を漏洩する、まあ漏洩する意図がなくても、なくしたりとか、事故があったりとか。

佐々木専門委員 調査側に対しての不信感とかをかなり世帯とかがお持ちになっていると思うんです。特に官庁の場合ですと、官だということがあろうと思うんですけれども、

これが民になればということに、更に不信というか、自分の情報がどうなっていくのかという部分の疑義をすごく持っていくのかと思うんです。

田下社長 それはおっしゃるとおりですけれども、調査会社としてできることは、当然個人情報を適切に扱って、まさに個人が特定できるような形でデータはハンドリングしないですと、それが他に漏洩することはないですよという説明と、では、何が私が協力しなくちゃいけないのということについては、やはり消費者の声がメーカーのいろいろな施策に反映するということが非常に重要なんですよということで説得するしかないんです。

ところが、昔はそれでよかったんです。1960年代から我々の業界はあって、回収率は我々の名前でも8割とか東京でいったんです。国の名前などは全然使わなくてです。今は国の名前を使っても5割を切ってしまうわけです。

そういう意味では意識が相当変わってきたというか、もう一つは、今実際に市場調査で使われているやり方というのは無作為でなくて、モニターと我々は呼んでいます。インターネットもそうなんです。あらかじめ調査に協力をする人に対して調査をするというケースが圧倒的に多くなっているんです。その人たちはどういう意識を持っているかということ、この会社はプライバシーマークを取得しております。この会社は市場調査の会社だと。

要するに、市場調査とかプライバシーマークだ個人情報保護法だとかいうことについて理解がある人は実は協力しているんです。

だから、私は過保護法だと言っているんですが、やたらめったら何でもかんでも不安だ不安だということが一般の消費者の心の中に入っていて、調査と聞いただけで拒否という。

斎藤部会長 大体わかりました。時間がオーバーしてきておりますので、大変ありがとうございました。途中で申し訳ございませんけれども、本日は現場からのいろいろな問題点、大変ヒントになることをたくさんいただきました。ありがとうございました。

時間が制限されていて恐縮ですけれども、これで一応インテージさんからの意見聴取を終わりたいと思います。

本日は大変どうもありがとうございました。

(株式会社インテージ関係者退室)

(総務省関係者入室)

斎藤部会長 時間が遅れて済みませんでした。

それでは、次に総務省統計局から19年度の周期調査の民間開放の進捗状況、統計局で行っておられます民間開放・市場化テストに関する研究会の報告書のとりまとめ状況等について、また、統計センターから実証的検証の進捗状況について、御説明をいただきたいと思います。

御説明はいつものように統計局の飯島調査企画課長と、統計センターの方が平野総務課長の方からお願いしますが、合わせて20分ということで大変申し訳ないんですが、55分くらいまでに終わらせていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

飯島課長 それでは、まず私の方から資料1と資料2の説明をさせていただきます。

まず資料1が指定統計調査の民間開放に係る取組の状況、今後の進め方ということでございますが、まず1つは、19年度の周期調査、今年の秋に実施をいたします就業構造基本調査と、全国物価統計調査についての取組状況でございますが、1つは、環境整備ということで、関係法令の改正等を行ってまいりました。これは政令等の条文改正の内容につきましては、別途お手元の方に配っていただいたかと思いますが、統計法の施行令の改正、これを2月21日に実施をいたしまして、基本的には従来都道府県知事が行うということとされておりました統計調査員の設置に関する事務、それから調査票の配布・取集に関する事務、こういったものを事務処理特例条例の制定によって市町村長が処理することとされた場合におきましては、その対象となった市町村長は、調査票の配布・取集に関する事務等を民間事業者へ委託して行うことができるという規定。

それから民間事業者へ委託する際には、当該市町村長は統計調査員の設置に関する事務を行わないという規定を整備したものでございます。

また、併せまして、それぞれの調査の規則改正も行ったところでございます。

これに対応する都道府県の動きにつきましては、そこに書いてございますように、福井県におきまして、事務処理特例条例の改正、それが3月9日に行われたという状況でございます。

施行は4月1日ということでございますが、これは行政改革の一環として調査票の配布・取集等に関する事務の民間開放が可能となること、それを視野に入れた上で県下の全市町、福井県の場合村がございませんので、県下の全市町に対して、当該事務を移譲するといった内容の条例というふうに承知しております。

このような福井県での条例改正を踏まえまして、(2)のところでございますが、総務省統計局といたしましては、研究会で議論いたしました仕様書のモデル例等、入札の実施に向けて必要と思われる情報を提供して県・市町と意見交換を随時行っている。現在継続中という状況でございます。

まだ、具体的にどこの市で行うかということにつきましては、現時点ではまだわかっておりませんが、実施市町が出た場合には、そこにおける入札の実施に向け、更に調整・準備を進めていきたいということで、今、個別に意見交換・情報提供をしているという状況でございます。

それから、その他の指定統計調査の取組でございますけれども、統計局の研究会では、現在報告書のとりまとめに向けて議論しているところでございまして、当初は年度中にといいことで準備しておったんですけれども、試験調査の結果と、かなりぎりぎりが出てきているということもございまして、若干ずれ込んでおります。報告書は4月中に公表させていただくような形で今、進めているという状況でございます。

この報告書でございますけれども、民間開放に当たった考え方、それから課題・留意点といったものにつきまして、今まで行ってまいりました研究会での議論の集約を図っていかうというものでございます。

統計局といたしましては、引き続き公共サービス改革基本方針に沿った形で民間開放に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。研究会の報告書が出た後で、また改めて統計局として19年度中の検討課題、体制、スケジュール、こういったものを具体化してまいりたいと思っております。

それから、報告書に盛り込む事項でございますが、まだいろいろ議論している最中で、非常に抽象的な形でここに書かせていただいておりますけれども、これまで研究会で議論してきた基本的な考え方の集約整理。

それから、個人企業経済調査をモデルにした試験調査の結果、これについての分析。それから、こういった結果分析を踏まえて、今後の取組に向けて更に検証を行う必要がある点、こういったものを整理していただいているという状況でございます。

民間開放を行う際の基準・条件につきましても、これまで研究会で議論してきた内容の集約・整理といったものを行っていただいているという状況でございます。

それから、資料2が科学技術研究調査における民間競争入札の実施状況。これは国直轄の調査ということで公共サービス改革法に基づいた入札ということで今、進めているところでございます。実施要項の関係につきましては、入札管理小委員会の方で御審議をいただいております。最終的に1月30日に監理委員会の本委員会の方に実施要項の附議、それから答申をいただいたという状況でございます。

また、それまでの間に、実施要項案の意見募集を行いましたけれども、特に意見等はなかったという状況でございます。実施要項の方は1月31日に公表を行いました。同日入札公告の実施を行ったという状況でございます。

入札の説明会は2月9日に行いまして、5社出席しておりまして、実際に入札書類は2社から応札があったという状況で、現在企画書の評価等を有識者の方にいただいているというところでございますが、最終的に入札書の開札、それから落札者の決定、これを4月2日に予定しているという状況でございます。

私の方の説明は以上でございます。

平野課長 統計センターの平野でございます。引き続きまして国勢調査の符号格付の試行的な民間委託について、現在の状況を御説明させていただきます。

資料3をごらんいただけますでしょうか。

符号格付につきましては、民間開放の具体化に向けまして、17年国勢調査の詳細集計の一部業務を実際に試行的に民間事業者へ委託しまして、実証的な検証を行うということを昨年11月にとりまとめました「独立行政法人統計センター業務の民間開放について」の中で決めているところでございます。

この内容につきまして、昨年12月22日に閣議決定されました公共サービス改革基本方針の中でも盛り込まれておりまして、現在、この実証的な検証事業を進めているところでございます。

下に検証のポイントを書かしていただいておりますけれども、今回の統計センターの業

務の民間開放に当たりましては、品質の維持向上、それから業務運営の効率化の両立を図るということが前提となっておりますので、今回の検証によりまして、民間事業者の品質、精度、それから民間事業者で実際に要するコストを検証していくということを大きな目的としております。

それから、スケジュールでございますが、1月に既に入札を終えておりまして、これから来月から再来月、4月、5月にかけて民間事業者の方で実際にこの格付業務を行っていただきまして、6月中にその成果物について統計センターの方で検証し、その精度等の結果を得る。7月中にそのとりまとめを行いまして、8月に総務大臣の方で作成いたします組織・業務の見直し当初案に活用していきたいと考えているところでございます。

5ページ、こちらが今回の民間委託の事業の概要でございます。

委託内容としましては、既に御説明申し上げているとおり、国勢調査の産業職業小分類の実際の格付業務を委託するというものでございまして、この結果につきましては、実際の公表する集計に用いるというものでございます。

それから、事業の実施者でございますけれども、民間事業者につきましては、こうした格付業務について民間事業者はこれまでほとんど経験がないということでございますので、1社、2社だとその出来栄に大きな偏りがあるということが懸念されますので、一応民間事業者につきましては3社、それから統計センターにつきましても、コスト、精度等をできるだけ正確に比較できるようにするという趣旨から統計センター自ら民間事業者と同じ対象のものをほぼ同時期に実際に統計センター自ら格付業務を行うということにしております。

委託の規模でございますけれども、今回の格付の対象といたしますのは、千葉県でございまして、千葉県ではトータル22万6,000世帯が今回の格付対象となるわけでございますけれども、これを4つに分割いたしまして、1社で1地区、約5万6,000世帯について格付を行うということにしております。

簡単に概要を御説明させていただきますと、左中央に「資格制限」と書かせていただいておりますけれども、情報管理ということが非常に重要となりますので、今回民間事業者につきまして、プライバシーマーク、あるいはISMS、情報セキュリティ・マネジメント・システムの認証を取得しているということを要件とさせていただいております。

それから、業務処理、実際にどのように格付を行うかということにつきましては、当然のことながら各事業実施者の方で企画をするということにしておりまして、統計センターの方からは各事業実施者がより適切に格付業務を行うことができるように、統計センターで使っている事例集とか、いろいろな参考となる資料を提供させていただいているところでございます。

履行場所については任意ということで、希望する事業者に対しては、統計センターの会議室を提供するというようにしております。

それから、中段に移りますが、品質の設定、目標精度でございますが、これは過去の統

計センターの実績に基づきまして、97%という設定をさせていただいております。

それから、コストの検証といたしましては、実際の投入量の実績を基に、民間事業者のコストを把握する。民間事業の方で仮に品質、達成精度が低い場合には、品質維持のために要する費用も計上した上でトータルコストを算出するというようにしております。

6ページ、こちらが入札の概要でございます。1月12日に入札を公告をいたしまして、17日に入札説明会を実施いたしました。この入札説明会に参加するなど、説明書を受領するという事業者が12社ございまして、このうち1月25日、実際の入札に参加したところは4社で、落札事業者となりましたのは、その下に書いてある調査系企業2社と人材派遣系の1社でございます。

7ページが各事業者ごとの概要と、今回の事業実施に当たっての体制とか方法を整理させていただいたものでございます。

民間事業者3社につきましては、実施体制のところを書かせていただいておりますが、それぞれ4月、5月と2か月かけて事業を実施していただくということにしておりますが、当統計センターにつきましては、ほかの業務とのかね合い等もございまして、予定では18日程度、約3週間から4週間程度で今回の業務を実施するというようにしております。

私からの説明は以上でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。

それでは、先生方から御質問・御意見、どちらからでも結構かと思いますが、よろしくをお願いします。

小幡部会長代理 まず福井県で就業統計をやるということになったようですが、なぜ福井県だけかという素朴な疑問ですが、それ以外の県では検討が進んでいるかということももし伺えたらと思います。

福井県が手を挙げたというのは、市町村も含めてかと思いますが、どういうメリットがあると思って今回やろうと思われたのかということ、もし聞いていらっしゃればその点をお伺いしたいと思います。

それから、今の格付のところの3社と統計センターが並べて試行的にやってみるというお話ですが、この4地区に別けて同じ数でサンプルを分けてやる。統計センターは、コストの点でどのように比較されているかわかりませんが、ちょっと拝見したところ、統計センターは従事する人数が多いですね。本当に同じ条件でというのは非常に難しいと思いますが、この辺りどういう理解でこのように並べて考えられているのか。

飯島課長 まず福井県以外の県ですけれども、民間開放自体についてはいろいろなほかの県でも検討はされているというふうな状況ではございますけれども、今回の19年の周期調査につきましては、当初私どもの方で計画を提示して、その後いろいろ都道府県との意見交換などをしてまいったわけですけれども、十分に意見交換が早い段階でできなかったということがあって、今年の秋の周期調査の実施に間に合うようなスケジュールで、なか

なか議会の方に事務処理特例条例を上げることが困難であると。それはいろいろ都道府県ごとに市町村との事前の相談のタイミングも個々決まっているということもあるようで、いろいろな理由はあると思いますけれども、私どもが聞いている中で多い理由として聞いておりますのは、スケジュールが間に合わなかったということで、ただ、民間開放自体は今後も検討していくというようなスタンスの県は結構あるんじゃないかなと考えています。

ただ、それにつきましても、細かい点でどういう条件でできるか。その辺りについての情報を更に求められているということもございますので、その辺は我々の方でも引き続き提供していきたいと思っています。

福井県の今回事務処理特例条例を制定した背景としてどのようなメリットを考えているかということについては、私どもの方で明確にその理由を把握はしておりませんが、行政改革の一環として調査票の配布・収集等、結構この辺りが調査員をたくさん任命して指導しなければいけないということで、この辺りの事務を民間開放を視野に入れることによって、効率化もあり得るということもおそらく1つの背景としてはあると思っています。

小幡部会長代理 スケジュールの問題は確かに大きいと思うのですが、行革の一環で確かに民間開放というのは抽象的には意義があるということなのでしょうけれども、現実委託の際の基準をどのようにするかによって、本当にコストの削減が図られるのかも決まってくると思うのです。実際に民間委託にするかどうかを都道府県で決定する際にはそこら辺りが大きなポイントになると思われまますので、よく都道府県のお考えをお聞きになって、よりやりやすい条件整備を整えた上で出していけないと、なかなか都道府県も大変なのではないかと思えます。必ずしもスケジュールが間に合わないというだけではないようにも思えますので、その点を是非お願いしたいと思えます。

飯島課長 どういう条件で実施できるかというのは大きいと思いますので、現在、条例はそういう形で制定されましたけれども、この先民間開放を行う市が出てくるかどうか、手を挙げてくるかどうか。その辺りについて今、個別の市を回りながら我々の方もいろいろ説明をしているという状況でございます。

平野課長 統計センターの実施体制が少し大きくなっているという理由でございますけれども、1つは、先ほどの説明の中でも申し上げましたが、業務の実際の実施期間が18日程度を予定し、約半分になっているということと、あくまでも統計センターの、こちらに書かせていただいている職員につきまして、20日なら20日の間、毎日この業務だけをやるというわけではなくて、ほかの経常調査の関係の業務をやる日もあって、そうしたほかの業務の合い間というか、こちらも中心にやるんですけれども、ほかの業務をやりつつこちらの業務をやるということで、この人数は延べ人数だとお考えいただければと思います。

いずれにいたしましても、各社も現在予定している体制、工数等でございますので、実際のコストの比較は、実際に投入された人員量、工数で検証していかないといけないと思っ

ているところでございます。

齊藤部会長 よろしいですか。

廣松専門委員 19年の就業構造基本調査と全国物価統計調査に関して、とりあえず福井県が条例も改正して、市町の手を挙げるところを待っているという状況のようですねけれども、今のスケジュールはどのような形になっているのでしょうか。いつまで手を挙げてくる市町村を待っているのか。タイムミットはいつごろまでなのか、その点をちょっと教えていただければと思います。

飯島課長 今回は条例の制定が福井県だけということに現時点ではなっておりますので、福井県と個別にお話しをし、また、県下の市町と個別に話をしているという状況でございますが、スケジュール的なことでいきますと、やはり4月中にはやはり民間開放に取り組む市がどこで民間開放に取り組むことになるのか、その辺りは4月中には明らかにしていけないと、その先スケジュール的にはきつくなってくるのではないかと考えております。この辺りは個別の県、市といろいろ今、情報交換をしながら詰めているという状況でございます。

佐々木専門委員 今後、民間開放へ向けた検討を進めるという形でされていますけれども、今回の就調、全物の部分を福井県だけが条例を制定されたということですが、今後進めるに当たって、地方自治体への取組の仕方、アプローチの仕方を検証して、なぜ福井県だけだったのかというところを検証して、本当に地方自治体に何を望んでいるのか。確かにスケジュール感はかなり厳しかったと思うんですが、単にそれだけであったのかどうかというところを検証しながら今後進めていく必要があるのかなと思うんですが、そういった意味で地方自治体との調整というものについての計画立てというか、スケジュールというものを示していく御予定というのはあるのでしょうか。

飯島課長 今後研究会の報告書がとりまとまったのを受けて、統計局として今後の取組の方針をかためてまいりますけれども、その過程の中で地方にも情報提供して意見交換をさせていただくというふうに考えております。

今、御指摘のような点も含めていろいろ都道府県の御意見を伺ってまいりたいと思っています。

勿論、会議の場だけではございませんけれども、具体的な会議の場としては4月の中旬に全都道府県の主管課長を集めた会議等も予定しております。そういったものも有効に活用しながら意見交換をしていきたいと思っております。

齊藤部会長 どなたかどうぞ。

高橋専門委員 条例の改正なんですけれども、いろんなところが検討して間に合わなかったということでしょうけれども、その先を考えた場合、先ほどおっしゃったように今後出てくる可能性があるということであれば、なるべく早く条例の改正、各都道府県ともやる、やるやらないは別にして、条例の改正論という働きかけはやってほしいなと思っております。

飯島課長 御指摘の点を踏まえまして、できるだけ情報の提供も早目にしてまいりたい

と思います。

齊藤部会長 福井県は周期調査をやるのでしょうけれども、ここも調査員を使ってやる。その調査員を民間開放するというか、「市場化テスト」しようということですね。

それで方向は全部調査員を使って、福井県の調査はあらゆるものはそういうことでやりますと言っているんですか。

飯島課長 今回は最終的に民間開放する、しないは、各市町がそれぞれの状況を踏まえながら判断するという形になるかと思っております。福井県の方も今回の条例を制定したことをもって、県下のすべての市町が民間開放をすぐに行うということまでは恐らく想定していないのではないかと思います。

環境を整備して、あとは市、町の実態を踏まえて、民間開放できるところには、できるような条件を提供しているという形であろうと理解しております。

齊藤部会長 質の再チェックはどうなったんですか。市町村でおやりになって、仮に民間でおやりになったものは、最終的には統計局の方で再チェックされるとか、そういうことになっているんですね。

飯島課長 質の方のチェックにつきましては、仮にどこかの市で民間開放する際にも、市からまず県に上がるときに調査票の中身の確認がされる。県から国に上がってきた段階で確認されるということで、それぞれのステップで確認はする形になりますし、今回初めてのケースでもございますので、果たして質がどういう形になっているか。そういったチェックにつきましては、特別な体制を組んで検証するようなことも必要ではないかというふうに思っております。

廣松専門委員 今回の部会長の御質問と関連してもう一つ気になったのは、とりあえず平成 19 年度の就調と全物に関して福井県が条例改正をして、手を挙げる市町村を待っているという段階ですね。それ以降の話は独立なんですか。例えば平成 20 年に住宅・土地統計調査がありますね。そういう先の調査についてはどうなんでしょうか。今回は 19 年の調査に限定をしたということなんでしょうか。

飯島課長 今回制定されました条例は、就業構造基本調査と全国物価統計調査の事務に関しての委託という形で制定されたというものです。

それ以外の調査につきましては、まだこれからということになります。

高橋専門委員 統計センターの方なんですが、1社が統計センター内でやって、ほかは自社でということですがけれども、これは応募条件としてどこでというのは特にないわけですね。自社でもいいし、統計センター内でもということを出されているわけですか。

平野課長 希望するところには、統計センターの会議室というものを用意するという条件として示しました。

高橋専門委員 3社とも統計センターに入るということも可能なわけですか。

平野課長 物理的に2社分までしか最大確保できないという状況でございまして、実際にこういう要望があったのは1社で、そこは問題なく対応できたということでございます。

齊藤部会長 よろしゅうございますか。

熊埜御堂参事官 事務局から1点お願いをしたいんですけれども、今の御説明で福井県とのやりとりの関係、恐らく専門委員の方々も、ちょっとよくわからないなとお思いになっていると思うんです。今の状況では明確な説明を飯島課長からお聞きするのはなかなか難しいというのは事務局も理解するところなんですけど、是非次回、もしくは次々回くらいに、統計局の方でどういう情報を整理されて福井県に提供をされたのか、また、福井県の方からどういう反応があって、やりとりをしているのか。

それから具体的な民間開放が進められるのか進められないのかという評価は別途あると思うんですが、それ以前にどういう情報の提供をし、どういうやりとりをしたのかということを書いて整理をして、今後は4月から分科会になるわけですけれども、御報告をしていただけませんかでしょうか。

お願いとしては、事務局で関心を持っていますのは、民間事業者がいるかどうかのフィージビリティ、実際にいるかどうかということ。

それから、コスト面が本当に福井県の方で、例えば市町村の方でやるとしたときに幾らでやるのかとか、その辺の情報提供ができるものなのかできないものなのか。どういうところまで統計局として協力できるのかできないのか。県の方なり市町からどういう御要望があるのか。この辺り現在進行形だと思うんですけれども、整理をして、今後特に生かすべき話だと思っていますので、是非当方の方に情報提供をしていただいて、また、御審議をしていただきたいと思っています。

他の県の取組状況も、ここはまだ仕掛かり段階だと思うんですが、4月もしくは5月ごろ一度ある期間を切って、全体として都道府県、これは市町村まで入れると膨大な量になるでしょうから、是非お願いしたいのは、都道府県で民間開放に向けて積極的なところがどういうところがあるのか。どういう状況なのか。これも当然統計局の独断で出せないということがあるのかもれませんが、ちょっと整理をしていただいて、特に我々としても積極的な取組をしている都道府県とは個別に御相談なり議論もしていきたいと思っていますので、その辺りの情報提供をよろしくお願いしたいと思います。

その2つを事務局の方からこの場で要請したいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

飯島課長 御指摘の点準備して、また、事務局と十分相談させていただいて、準備していきたいと思います。

熊埜御堂参事官 よろしくお願ひします。

齊藤部会長 その点は是非よろしくお願ひします。確かに御指摘のとおりであります。現場感覚で理解できていないものですから、論議が合致しないと思います。

先ほどもお話がありましたように、報告書の方が時間的にずれているということもありますので、今後の取組方針についても、今日現在では完全にかたまっているという状況ではないと拝見しました。事務局もそうですが、改めてその議論をさせていただくという

ことをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

では、本日はどうもありがとうございました。

(総務省関係者退室)

(総務省関係者入室)

斉藤部会長 それでは、次に総務省の政策統括官室から統計法の改正案、ガイドライン改定の検討の状況について御説明をしていただきたいと思います。御説明は北田統計企画管理官からお願いいたします。いつも大変申し訳ないんですけども、10分くらいでお願いいたします。

北田統計企画管理官 資料4の9ページ「統計法案のポイント」から2点ほど統計法案の改正関係の資料がありますが、ガイドライン改定の説明もありますので、ごく手短な説明になってしまいますが、御容赦いただきたいと思います。

まず、統計法案のポイント、1枚紙の概要で説明いたしますと、背景については、前にもざっと御紹介しましたので、今回は内容そのものについてのポイントを御紹介したいと思います。初めに統計法案につきましては、去る2月13日に閣議決定をいたしまして、同日付けて国会に提出をいたしました。今、国会で審議待ちの状況になっております。

改正統計法案のポイントですが、戦後続いてきた統計法と統計報告調整法という2つの法律を、今回新しい法案に盛り込むべき事項も盛り込みまして、一つの新しい法案の改正ということで提出したわけでございます。

ポイントとしては、大きく内容的には2つでございます。概要のところの1行目にもありますし、見出しにもなっておりますが、1つは、政府を含めて公的な統計をつくるということに関して、今まで以上に体系的、かつ効率的に公的な統計をつくっていくという仕組みを導入するということ。

もう一つは、実際に統計を作成するために集めた統計のデータにつきまして、今まで以上に情報技術の発達とかを背景にしまして、その有用性を確保するように、もっと利用促進を図る、そういう仕組みを入れる。

併せて秘密の保護についても、従来よりもより徹底をするという制度を盛り込むというようところが内容的なポイントでございます。

下の方で公的統計の体系的整備という記述がありますが、ここでのポイントは、政府全体としておおむね5年くらいでどういう統計を重点的に総合的、計画的に整備していくということを目的とした基本的な計画をつくって、それを閣議決定して、そういう青写真に基づいて政府全体として必要な統計の整備を図っていくという仕組みを新しく導入したということです。

今までは個別の統計を審査、承認する。個別の調査計画を審査、承認するという形で進めてきましたが、もっと包括的に基本的な計画をつくって、整備をする。そういう形で、特に重要な統計のグループを、今までは調査票を配る統計調査だけを承認の対象にしていましたが、統計という目で見ると国民経済計算に代表されるような加工統計とか、あるいは

行政記録からつくられるような統計とかも制度の射程に入れて全体として整備を図っていくというような仕組みにしました。

「２．統計データの利用促進と秘密の保護」ですが、利用に関しては国際的にも大分利用の方法として進んできてまいりますオーダーメイド集計、決まり決まった統計表をつくるということだけではなくて、利用者のオーダーに応じて集計をする。あるいは匿名性の確保措置を講じた調査票情報、いわゆる匿名データと言いますか、ばらばらのデータセットではあるんですけども、名前とか住所とかを消し、なおかつ特徴的なデータも加工して、だれのデータかはわからない、特定できないような形でのデータセットをつくって、それを統計的な分析に利用してもらおうというような道を制度的に開きました。

そういうことで統計の利用も広がっていきますし、ここでの議論のように、統計業務を民間に委託していくということもこれから広がっていくということを想定して、特に秘密保護の規定というものを充実させて、特に統計調査事務の受託者に対しても明示的に適用するんだという明文の規定を置きました。

３番目ですが、組織的には審議機関として、こういう形で統計法が基本計画を始めとして、専門的、統計的な審議決定事項というのが随分増えてまいりましたので、そういうことに関して中立公正な審議をする統計委員会という審議機関を内閣府に置くということも含まれております。

以上が今回の統計法案のポイントです。

もう一つの方、民間委託推進に関するガイドライン改定についての検討状況について御説明いたします。

資料５、１２ページから付いております。１２ページの縦長の表１枚は具体の検討状況の経過ですけれども、先刻御説明しているように、昨年１１月に検討会議を立ち上げまして、検討会議としては、先だって３月２３日に中間的な報告をしたところですが、その下に具体的な検討を行うワーキンググループというものをつくりまして、それが昨年１１月から精力的に検討を進めてまいっております。現在までのところ７回にわたって各テーマごとに各関係省を入れて議論をしまして、現在の検討に至っているところです。今後は当初のゴールのとおり、５月末を目途に各府省で申し合わせをしてガイドラインの改正をするという予定で事を運ぶつもりでおります。

１３ページ以降、何枚か横長の資料が続いておりますが、これが直近の中間報告のところ整理をして検討会議に出した資料でございます。まだガイドラインの改定（案）の骨子というタイトルが付いていますが、右左の比較対照表みたいな形になっておりまして、左の方が現行のガイドライン、それをどのような考え方で変えていく、あるいはどういう内容を盛り込んで改定するんだというようなところを現段階で検討したところを整理したものでございます。

いちいち説明すると細部にわたりますが、大きな目鼻立ちのところだけ何点が御紹介いたしますと、「はじめに」のところは、いわゆる趣旨説明でございますが、今回は２つ目

のpara、3つ目のpara等で規制改革・民間開放推進3か年計画を始めとして、新しい公共サービス改革の制度の中で民間委託を一層推進していくということと併せて、質の確保をするという目的で改定するんだ、ガイドラインを位置づけるんだというところを盛り込んでおります。

以下は内容的なものに入りますが、何点か御紹介しますと、例えば横長の4ページ、全体のページ数で言うと16ページということになりますが、右の方に大きく項が起きています、「統計調査の民間開放の手法と環境整備（新規）」ということで、特に統計調査の民間開放の手法ということで、公共サービス改革法にのっとって実施する統計調査業務についての考え方というのを新しく盛り込む。あるいは法定受託事務の民間開放に係る環境整備、具体的には今回統計局の方でも実際にやられましたような政省令の改正等がありますけれども、そういうところの検討結果を参考に新たに記述をする。

17ページ、報告者の信頼の確保というようなところで委託先の適切な選定とか、以下、19ページ以降にもありますが、業務の実施状況の適切な確認とか、あるいは統計の場合非常に大事になります、ページで言うと21ページになりますが、「統計調査の適切な実施の確保」ということで、回収率、あるいはブレイクダウンしたものについて、どういうふうな基準を設けるかということについても議論をしております。

以上のような形で新しい制度の中で質の確保ということに留意しながらも民間開放、民間委託というものを推進していくためのガイドラインの改定を検討しています。

ちなみに従来のガイドラインでは、今後の検討としておきました指定統計調査の統計調査員による実査の部分についても、今回のガイドラインではそこを含めて全体としてどう推進していくかということで検討を進めております。

非常に駆け足ですが、私の説明は以上でございます。

斉藤部会長 大変申し訳ないんですが、余り時間がないのですが、大事なことなので、いかがですか。5、6分ありますので、御自由にどうぞ。

小幡部会長代理 まず統計法の改正ですが、これから国会ということですが、民間開放の部分についてですが、12月の基本方針を踏まえたもので新統計法がつくられているという理解でよろしいのですか、というのが根源的な質問です。

ここにございますように、適正管理義務などを受託者についても同様に適用するとか、罰則規定を同様に受託者に適用すると、そういう規定は整備されているようなのですが、民間委託できるという大もとのところは、どこかに書いてあるのかということです。37条の事務の委託は、全部委託するときには独法に委託せよと書いてありますが、全部でないときは民間に委託できるというふうに読めるので、そうすると、裏から、民間委託できると読むのかと思うのですが。

いずれにせよ、統計法の中で民間委託できるということを整備したという理解をすればよろしいのですか。

つまり、公共サービス改革法の特例措置では書いていないから、これを使わなくても、

およそ統計については民間委託できるという理解でよろしいのか。

さらに、この新統計法ができた後の話ですが、民間開放等については統計委員会などで検討するという整理、位置づけになるのでしょうか。何点が申しましたが、お伺いできればと思います。

北田統計企画管理官 今回の改正は12月の方針を踏まえたものかどうかということなのですが、基本的にはそういうふうを考えていただいていると思います。統計法改正はそこだけを目的としたものではなくて、全体の制度改正ですが、その中に今、部会長代理が言われましたように、特に民間委託をする場合において、適正管理義務とか秘密漏洩の罰則とかを明確に示して、より民間開放を進めていく上での環境整備、条件の整備というのは、この法改正でできていると思います。

ただ、委員の御質問の3つ目にありましたように、特例措置がないとどうかということに関しては、従来からの整理でも、もともとの統計法も公共サービス改革法によって民間開放することを妨げている部分はないという整理になっています。今回の新しい統計法でもそれはないということで、実際に統計の世界における民間開放、公共サービス改革法ののっとりやっていくということに関しては、新法でも制約にはなっていないというところでございます。

全体としてそうなんですけれども、つまり、統計調査の事務委託に関しては、基本的には制約はないんですが、この37条は特に統計調査の事務というよりも、非常に特殊なシチュエーションの中で調査票情報の、今回新しく法律で予定している匿名データの提供とか、委託による集計とかいう二次利用についての事務を委託するところだけの部分に関わってくるものです。

小幡部会長代理 統計法の中には、民間委託ではやれないという規定はどこにもなくて、さらに、罰則とか適正な措置で整備したから民間委託はできるということが前提になっているという理解ですね。

北田統計企画管理官 この部分も委員言われましたように、この条項に係る部分でも、それぞれの部分的な業務を委託するということは全然禁止していないので、それはできるというふうに考えていただければいいと思います。

小幡部会長代理 統計委員会でやってくれるのですか。

北田統計企画管理官 今後は統計委員会の仕事は、個別の基幹統計などについては、今までどおり一つひとつの審査が続きますので、例えば個別の統計について民間委託の道を開くということであれば、そういう調査計画が出てきて、それについて審査をしていく。

もう一つ、今回新たに基本計画というのは、全体的な方針を決めるということも統計委員会が審議する仕事になりますので、そこで具体的にどんなことを書き込むかというのは今後のことではあるんですけれども、非常に横断的な課題ということであれば、ここで言っている民間委託についてのことについても、統計委員会が審議していく可能性はあると思います。

齊藤部会長 ガイドラインの方でオンライン調査の導入の検討は入っていますか。

北田統計企画管理官 射程に入っています。今までのガイドラインでもオンライン調査というのは少しはあって、排除していたことでは全然ないんですけども、今後の改定に当たっても、勿論、オンライン調査というのは射程に入れておまして、あとは具体的に最適化とかいう形でどうこれから進んでいくのかという状況を見ながら具体的にどう取り込んでいけばいいのかについては、残りの期間の議論で整理していきたいと思います。

齊藤部会長 今日は残り時間がなくて、大変先生方にも申し訳ありませんでした。もし、もっと質問があるということであれば、事務方に頼んで、さらなる御討議をお願いできればと思います。

今日は時間がまいりましたので、ここで終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(総務省関係者退室)

齊藤部会長 これで終了いたしますけれども、4月以降は統計調査分科会という名前になって、少しメンバーも変わります。

小幡部会長代理 これで私は代わります。

齊藤部会長 ほかの分科会の会長になられますので、メンバーが少しさびしくなりますけれども、ありがとうございました。

次回の日程については、また事務局から御連絡がいくと思います。

本日は大変お忙しいところありがとうございました。

廣松専門委員 遅れまして、申し訳ありませんでした。

齊藤部会長 とんでもございません。

どうも本当にありがとうございました。